

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

問 保険年金課国民年金係（市役所1階） ☎32-2072、各支所・出張所担当課

国民年金第1号被保険者が出産する場合、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

出産予定日の6カ月前から届け出ができます。

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間）

対象 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人（保険料の免除は同年4月分から）

申請方法 保険年金課国民年金係と各支所・出張所担当課に備え付けの書類に記入し、必要書類を添えて直接提出する

申請に必要なもの

- 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類または年金手帳
- 顔写真付きの身分証明書
- 印鑑
- 親子（母子）健康手帳など（出産後に申請する場合は原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日と親子関係が分かる書類）

第1号被保険者ってどんな人？

20～59歳の自営業者や農業者とその家族、学生、無職の人などです

対象になる出産は？

妊娠85日（4カ月）以上の出産（死産、流産、早産を含む）です



プレミアム付商品券の使用は3月31日まで

問 プレミアム商品券対策室（市役所5階） ☎32-7004

市が販売したプレミアム付商品券の使用期限が迫っています。

まだ使用していない人は、早めに市内のプレミアム付商品券取扱店で使用してください。

取扱店は、市ホームページ（<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=7159>）で確認できます。

使用期限 3月31日(火)



公務員になる人・辞める人の児童手当の申請

問 子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-2065

津山市在住で児童手当を受給していて、公務員になる人や辞める人は、届け出が必要です。手続きに必要な書類など、詳しくは子育て推進課または所属官庁にお問い合わせください。

届け出（例）

- 会社などを辞め、4月1日付けで公務員になる場合
 - ・ 子育て推進課＝受給事由消滅届などを速やかに提出する
 - ・ 所属官庁＝4月中に認定請求書などを提出する
- 3月31日付けで公務員を辞め、会社員などになる場合
 - ・ 所属官庁＝受給事由消滅届などを速やかに提出する
 - ・ 子育て推進課＝前職の資格喪失日から15日以内に認定請求書などを提出する

認定請求書と受給事由消滅届の様式は、市ホームページ（<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=653>）からダウンロードできます



ひとり親家庭への支援を紹介します

問 子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-2065

市では、ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の経済的な自立のための技能習得や就労を支援しています。手続きには事前の相談が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

養育費確保支援事業

ひとり親家庭の親が、養育費の請求などのために弁護士事務所を利用し、その費用を支払った場合、一部を助成します。

要件 児童扶養手当の支給を受けている など

補助対象 養育費の請求や回収のための強制執行に掛かる弁護士費用

補助金額 補助対象額の8割（上限10万円）



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

要件 児童扶養手当の支給を受けている、または、同様の所得水準である など

対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制を含む）

給付額 受講修了時給付金＝受講費の2割（上限10万円）、合格時給付金＝受講費の4割（修了時給付金と合わせて上限15万円）

※高等学校等就学支援金の支給の対象となる場合は対象外



母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭のそれぞれの実情に合わせた自立支援プログラムを策定し、ハローワークとこどもすくすくサポーター（母子・父子自立支援員）が連携して、就労に向けた支援を行います。

対象 児童扶養手当の支給を受けている人（生活保護受給者を除く）

自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が就職に有利になる講座を受講した場合、経費の一部を支給します。

要件 児童扶養手当の支給を受けている、または、同様の所得水準である など

対象講座 厚生労働省が指定する教育訓練講座

給付額 受講料の6割（1万2千円～上限20万円）

※雇用保険法による教育訓練給付金の支給がある場合は差額を支給

高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が就職に有利な資格の取得を目指し、1年以上養成機関で修業する場合、一定期間、給付金を支給します。

支給要件 児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準で、修業のため働くことができない など

対象となる資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師など

支給期間 申請後の修業期間（最長36カ月）

給付月額 市民税非課税世帯＝10万円、市民税課税世帯＝7万5千円（修了時にも、市民税非課税世帯＝5万円、市民税課税世帯＝2万5千円を支給します）

ひとり親（母子・父子）などの相談

離婚、子ども、就労など日常生活のさまざまな悩みや不安を、こどもすくすくサポーター（母子・父子自立支援員）と一緒に考えます。

とき 月曜日～金曜日（祝日と12月29日～1月3日を除く）午前8時

30分～午後5時15分

ところ 子育て推進課

※市ホームページでも相談を受け付けています。お急ぎの場合は、窓口または電話でご相談ください



相談受付ページ
QRコード